

壱岐市農業委員会定例会（令和３年１０月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年１０月２５日（月） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １５名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５２号 農地法第３条第１項目的の買受適格証明願について
議案第５３号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５４号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第５５号 非農地証明願いについて
議案第５６号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
議案第５７号 令和３年度農用地利用集積計画の承認について（第４回）

7. その他

- 事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間となりましたので、只今より令和３年１０月の農業委員会の総会を開催致します。
本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さん、それから・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。
本日の出席委員は１９名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 議長 【会長挨拶】
それでは、座らせて頂きます。これより早速議事に入ります。
まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長

より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・委員、・・・委員にお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共贈与、交換ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

41番 土地の所在

郷ノ浦町片原触	字佐能美	・・・	地目	田	面積	156m ²
郷ノ浦町坪触	字小下シ	・・・	地目	田	面積	525m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	385m ²
郷ノ浦町坪触	字藤内田	・・・	地目	田	面積	624m ²
郷ノ浦町坪触	字佛田	・・・	地目	田	面積	284m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	110m ²
郷ノ浦町坪触	字友尻	・・・	地目	畑	面積1,	399m ²
郷ノ浦町坪触	字片平	・・・	地目	畑	面積	318m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積	581m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積1,	097m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積	98m ²
同じく		・・・	地目	畑	面積	144m ²

田が6筆で2,084m² 畑が6筆で3,637m² 計12筆の5,721

m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が6, 603㎡、畑が6, 207㎡、計12, 810㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため耕作できないため、譲受人に贈与したい。

譲受人 譲渡人の要望により譲り受けて経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、草刈り機、2tダンプ、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人55年、妻50年です。通作距離は遠いもので700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月20日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。只今説明がありました件ですが10月20日の日に事務局、・・さん本人と奥さん立ち会いの下、一緒に現地を確認致しました。この土地は、・・さんの奥さんの在所の土地だそうで、こちらに誰も居ないので今までズート・・さんが耕作をされていたそうです。・・さんも10年前に脳梗塞をおこされ、きついろハビリを終えて、今は普通の体に戻られて、今年も水田、畑等耕作をされております。息子さんもキャトルの方に長男さんが勤めて2人とも壱岐に居られて一応祭日は家の加勢をされてあります。荒れる土地を引き受けて頑張っておられますので、何ら問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第51号41番は決定致します。

続きまして、42番、43番は関連がありますので、一括して説明を求めま

す。

事務局

はい、2頁をお願い致します。42番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字川口 地目 畑 面積 646㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が6,370㎡、畑が7,860㎡、計14,230㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の栽培です。農機具は、トラクター、管理機、軽トラを所有されてあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、夫共に5年です。

通作距離は30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を栽培する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、43番の説明を致します。

43番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字川口 地目 畑 面積 319㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が7,812㎡、畑が3,560㎡、計11,372㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の栽培です。農機具は、トラクター、田植機、耕運機、軽トラを所有されてあります。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に12年です。

通作距離は30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を栽培する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月20日に・・・委員さんと・・・さんの旦那さん及び・・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。諸津触担当の・・・です。只今、事務局より説明があつ通り20日の日に・・・さん・・・さんのご主人立ち会いの下に現地確認を行いました。双方の要望でありますので、何ら問題はないかと思いますが、私が一寸言いましたのは面積が一寸倍位になっておりますので、・・・さんが先に来られましたので、一寸話を聞きました所、後で相談しますからという事でありました。私が何も言わなかったら、私の方が貰うのが少ないから問題はなかろうかと思っております。と言われましたので、後はどちらも野菜を作られるそうでございます。どちらもきどさきになります。そのままですと300m位ありますが、30mの範囲内に自分の野菜畑が来たと思って、今後頑張りますという事でございました。それで面積の件は、私は双方で十分話し合って対処してもらおうようにお話をしておきましたので、大丈夫だと思っております。以上終わります。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第51号42番、43番は決定致します。

続きまして、議案第52号「農地法第3条第1項目的買受適格証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。説明の前に議案の修正をお願い致します。表中の譲受人となっておりますが、申請人に訂正願います。4頁も同様の訂正をお願いします。お手数をおかけします。

議案第52号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」、買受適格証明願が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

本案件につきましては、農地の競売に参加する者が農地法上、買い手として適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものであります。この適格証明書の交付を受けることで初めて競売に参加することができます。

買い手としての適格であるかの判断につきましては、通常の農地法第3条の許可基準と同様の判断を行うことになっております。

この案件は、買い受け者の住所の担当委員さん方に補足説明を行って頂きますので、よろしくお願い致します。

1 番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字石垣 地目 田 面積 1, 4 5 8 m²

申請人、.

経営地は田が 5, 0 5 5 m²、畑が 3 0 0 m²で計 5, 3 5 5 m²です。

申請理由、自己所有地の近くで耕作するにも利便性が良いことから、競買入札に参加し、買い受け申し出をしたい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻の作付けです。

農機具はトラクター、耕運機、刈払機、チェーンソー、軽トラを所有されています。田植機、稲刈り機はリースされてあるようです。

農作業暦は 5 0 年です。通作距離は 5 0 0 m 程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間 1 5 0 日以上に従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり周辺への問題はないと判断しております。

よって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 皆さんおはようございます。武生水地区担当の・ ・ です。1 7 日の日にご本人に電話確認を致しました。・ ・ さんは主に水稻を作付けされておられるようです。近隣という事もあり、お知り合いの土地であるという事で出来れば買い受けて面積を増やして頑張りたいという事でございました。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件は問題ないと思います。買受適格者であると思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 5 2 号 1 番は決定致します。

続きまして、2 番の説明を求めます。

事務局 はい、2 番 土地の所在

芦辺町深江栄触 字遼ノ元 地目 田 面積 4, 0 8 5 m²

申請人、.

経営地は田が 1 1, 9 1 8 m²、畑が 1, 7 4 6 m²で計 1 3, 6 6 4 m²です。

申請理由、自己所有地の近くで耕作するにも利便性が良いことから、競買入札に参加し、買い受け申し出をしたい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。
農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。
農作業暦は20年です。通作距離は600m程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間150日以上に従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻等を作付ける予定であり周辺への問題は
ないと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・・です。

・・・さんは、水稻の作付けと飼料作物、野菜を作られております。また、繁
殖肉用牛を25頭程飼養されてあります。

本人さんは、認定農業者でもありますので、買受適格者であると思いますが、
皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52
号2番は決定致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。3番 土地の所在

芦辺町深江栄触 字遼ノ元 …… 地目 田 面積 4,085㎡

申請人、……………

経営地は田が34,332㎡、畑が6,699㎡で計41,031㎡です。

申請理由、経営規模拡大のため、競買入札に参加したい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主にタバコの栽培と、飼料の作付けで
す。

農機具はトラクター、ロールベア、ヘーベラー、軽トラを所有されてあ
ります。

農作業暦は50年です。通作距離は6Km程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間150日以上に従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、タバコを作付ける予定であり周辺への問題は
ないと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 おはようございます。・・・です。

10月20日に・・・さんに電話で色々お話をしました。葉たばこの栽培と肉用牛（繁殖）の飼養を家族4人と常時雇用者1名で行ってあります。

・・・さんは平成29年に黄綬褒章まで受けられております。本人も、認定農業者でもありまして、買受適格者であると思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号3番は決定致します。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在

芦辺町深江栄触 字遼ノ元 ・・・・ 地目 田 面積 4,085㎡

申請人、・・・・・・・・・・

経営地は田が17,328㎡、畑が6,257㎡で計23,585㎡です。

申請理由、経営規模拡大のため、競買入札に参加したい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。

農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は40年です。通作距離は2.5Km程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間150日以上に従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻等を作付ける予定であり周辺への問題はないと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、18番 ・・・・委員。

・・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・・委員さんが欠席されてありますので、私の方から説明させていただきます。

・・・さんは、水稻の作付けと繁殖用の肉用牛を飼われてあります。

本人は、認定農業者でもありますので、買受適格者であると思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・委員 議長

議長 はい、・・委員

・・委員 今回の案件の２番から４番については、農事組合法人 ・・の経営の中に入っているのではありませんか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 はい、今言われるように「農事組合法人 ・・」が借りられて作られています。１１月に競売の入札がある訳ですけど、その中で落札された方と法人とどのような取扱いになるのか分かりませんが、落札された方が取得するようになる訳ですから法人との契約を解除して、その後自分で耕作されるのか「農事組合法人 ・・」の構成員が落札されるのであれば何ら影響はない訳ですけど落札された方が法人の構成に入られるか、その辺りは法人との話合いになるかと思います。

議長 よろしいですか。

・・委員 はい。

議長 はい、議案第５２号４番は決定致します。

続きまして、議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題と致しますが、１２頁の議案第５４号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請は関連がありますので、一括して説明願います。

事務局 はい、５頁をお願いします。

議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

１８番 土地の所在

郷ノ浦町坪触 字雲林 ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地
面積 ３１㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 転用許可を受けずに、宅地造成工事を施工する際に、申請地の擁壁補修工事を同時施工したもので、長崎県より追認許可相当と判断をされたことから、今回、追認許可を申請します。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和３年９月１６日に完了を致しており

ます。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。

続きまして、12頁をお願い致します。議案第54号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画について、次のとおり計画変更承認申請書が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町坪触 字雲林・・・・・・ 台帳地目が畑となっておりますがこの部分は平成30年3月14日に許可済で台帳地目も 宅地に変更してありましたので宅地へ変更願います。 現況地目 宅地 面積 360㎡

同じく・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積 31㎡

計 2筆で391㎡

当初計画が住宅建築 所要面積360㎡

変更計画が住宅建築 所要面積391㎡

申請人、・・・・・・

申請理由 平成30年3月14日付けで転用許可を受けたことから、同年7月に宅地造成工事に取り掛かりましたが、隣接地の一部まで造成を行って擁壁を整備したため、当初計画より宅地面積が増加したので、隣接地の1591番2を含めた計画に変更申請を行います。ということです。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。

農用地区域除外の折（令和3年6月21日）に・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。前回6月の定例会の折に農振地域除外の申請がなされまして、許可が出て、これは、売買で土地を譲り受ける時にがけ崩れをしておりまして、その分をきちんと積んでくれという風な売り主の方からの要望で双方話合っただけが決まりました。きちんとして経過は少し面積が食い込んで来たという事でお互い納得の上での売買となっております。申請もその食い込んだ分だけの面積が、最初に入らなかったもので、今回改めて変更願いたいという事になっておりますので、何ら問題はないかと思います。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53

号18番と議案第54号は意見を付して進達致します。

続きまして、19番の説明を求めます。

事務局

はい、5頁にお戻りください。19番 土地の所在

芦辺町諸吉仲触 字椿山 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 495㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 現在、市営住宅に住んでいますが、2人の子供に恵まれたことで手狭になったため、祖母より申請地を譲り受けて住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用F地区域除外は県の同意を得て、令和3年9月16日に完了を致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。農用地区域除外の折（令和3年6月21日）に・ ・ 委員さんと譲受人、それから譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員

議長。

議長

はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員

担当の・ ・ です。先程、事務局の説明の通り令和3年6月の定例会の折に農用地区域の除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件でございます。

10月20日に本人に確認を致しました所、転用の許可が下り次第計画通り進めて行くという事でありました。

実家からも150m程の場所で周辺農地はお婆様の名義の農地のみで十分距離をおいて建築されるようでありますので、何ら問題はなかろうかと思えます。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53号19番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第55号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、16頁をお願い致します。議案第55号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

4番 土地の所在

石田町石田東触 字柏田 ・ ・ ・ ・ 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積

108㎡

転用目的 車両置場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 願い出地は、平成5年頃から、車両置場として利用しており、現在に至っている。というものです。位置図、写真は17頁から18頁です。

10月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、本日は欠席であります。・・委員さんに補足説明をお願いされてあるようです。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

はい、10月20日に・・委員さんが現地確認を行ってあるようですが、私が代って補足説明を致します。

18頁の写真を見て頂きたらわかると思いますが、赤線で囲まれた部分が申請地でありまして、宅地に隣接した農地で嵩上げをして、平成5年頃から車両置き場として利用されてありますが、今まで何も問題はなかったという事です。

皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号4番は決定致します。

続きまして、議案第43号「杵岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、19頁をお願い致します。

議案第56号 「杵岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

11番 土地の所在、

郷ノ浦町渡良東触 字岳ノ尾の一部 台帳地目 田 現況地目 畑
面積 1019㎡のうち433㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を母より譲り受けて、自己の住宅用地として整備したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は21頁から23頁です。

10月20日に・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を

行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 担当地区の・・でございます。今、事務局の方から説明がございました通り 10月20日に申請人の母立ち会いの下、現地を確認しました。今回の申請に対しまして、周囲の状況であります、これは段差がありまして上下と言った方が良いですか農地が3、4m程高くなっておりまして、家を建ててもそんなに問題は無いというふうに思いますし、周辺が全部・・さんの所有農地という事で何ら支障は無いと考えております。特に問題はございませんが、どうか皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号11番は意見を付して回答致します。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、12番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触 字八幡田	・・・・	地目	田	面積	1, 212 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	577 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	315 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	572 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	2, 112 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	698 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	561 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	782 m ²
同じく	・・・・	地目	田	面積	22 m ²
同じく	・・・・の一部	地目	田	面積	786 m ² の

うち 61 m²

計 10筆で6, 912 m²

除外目的、保育園施設用地

申請人、・・・・・

申請理由、新たな未就学児の受け入れ先として、申請地にこども園を建設したいため、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は24頁から26頁です。

実は、この場所の農振除外申請は今回で2回目でありまして、1回目の内容を説明させていただきます。

申請農地は平成21年11月6日に盛土にて農地の整備を行い、小規模農地を集約して大規模化する事により、耕作の利便性を図るという事で、農地法第

5条の規定によりまず一時転用の申請がなされて平成21年12月18日に許可が下りまして平成25年5月に完了して現在は1枚の優良な農地となっております。

そこへ平成27年9月に・・・・・・が店舗新設の為、農振除外の申請が出されましたが、優良農地になった事や当時この農地の道路沿いに不動産会社の看板が設置されていた事、又、この周辺の農地にも同じような埋め立て工事を行っているの、なし崩し的に今後申請が出てくるのではないかと。というようなご意見がありました。その中で10年位経過しないと直ぐに転用する事は出来ないというような意見もあって、農振除外は不適という回答をした経過がございます。

現在は工事完了から8年は経過しているようにはなっておりまして、この農地も保全管理を行っている状況ではあります。

10月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。

説明のとおり10月20日に理事長の・・さんが来島されて、現地確認を行いました。

郷ノ浦町内の複数のへき地保育所の閉園の予定に伴いまして、受け入れ先として、こども園を開園する計画をされてあります。建物、駐車場、子供の飛び出しや不審者の侵入を防ぐ等、安全確保のために広い敷地が必要で交通の便等も含めて、この申請地が立地的にも最適であるという事で、所有者2名の承諾を得られて農用地区域からの除外を申請しますというものであります。

正直な所、この農地の下の南側の農地も現在埋め立てて造成が続いておりますので、「右へ倣え」にならないかなあと、個人的ですが我が家もこの近くで畜産農家をしておりますので、そうなりと一寸心配だなあと懸念はしております。

一言言わせて頂くならば、利便性を考えて造成をされた訳ですけど1回も作物を作られていないという状況でありますので、前回の事もありまして、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 さっき事務局から説明がありましたように、前の申請の時も私、意見言い

ましたけれども何も作らなくて確認これは誰が確認する訳ですか。

客土して農地の有効利用をする為にしたという事の確認です。それと10年経てば何も作らなくて変更していい訳ですか。

この辺がどうも理解に苦しむのですが？

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ・・委員さんのご質問でございますけども、確かに埋め立てた、2年位は飼料作物を作られていたと思いますが、その後に・・・さんの農振除外の案件がでまして、その中で委員さん方のご意見として10年位経過しないとだめよというご意見が出ておりましたので、そのご意見を紹介させて頂きました。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

藤本委員 私もあの時、この会におりましたが狭地倒しをして、1年作られたか分かりませんが、10年も経たないうちにもう転売するとかもっての外という意見が多かったですね。それで10年もしないうちにそういう事ができるものですか。というご意見が大分ありました。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 今、下も埋めてありますが、出来上がったら転売するようになるのではないですか。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 その可能性も無いとは言えないでしょうね。

やっぱり、ここでさっき10年というのが、この場でたまたま出た数字でありますけども、10年でも1年でも関係ないと思います。やっぱり農地として狭地倒しをして優良農地として使うという事をやっておいて、舌の先が乾かないうちに、もう次に転用とかするような事があったら、今、下の方も続けてやってありますけども、それも同じようになってしまうのではないかと私は懸念をしております。

そうすると折角、農業委員会にかけて優良農地の区画整理とか埋め立てをして1枚にしますよ2枚にしますよとしながら結果的には、この農業委員会の立場として5年であろうが10年であろうが簡単にうんと言っていいのかなあ

やはり農家の自分達の農地を便利良くした事が、かえって仇になるという風に思うし我々のこの組織というか会を馬鹿にしているというかそういう感じにも取られると思います。

それで、これに関しては、やっぱり毅然とした態度を示すべきではないかと私は思います。以上です。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 これは、1枚になっていますが、全然名前が出てないですけど個人の名前ではない訳ですかね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 所有者の方は、2名居られまして、話を伺う中では、土地を借りるということであります。

ただ、この後除外が終われば、農地を農地以外に行う転用申請が出てきます。建物が建ったら農地には戻らない。という事になります。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 保育園を建てると言って、へき地の保育園を無くしてここにもって来るとするのは市の方は知ってあるのでしょうかね。

今、子供は減っているのに、こんなにお金を掛けて作っても良いものなのか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 実は、市の方としては、今、へき地保育所というのが沼津、渡良、初山保育所がある訳ですけどそこの園児が減少をしている事や建物も老朽化している等の理由で数年後には閉園をする予定で、新たに民間委託を行いたいという事で「壱岐市子ども子育て会議」の答申ではそのようになっているそうございまして、市としては今回こども園の建設については、「民間が保育園を建設することで雇用が生まれ、将来的な公的保育所の民営化に向けた受け皿ともなることから、市としては推進しています。」という話を聞いております。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 市がここに推進したらどのようなになりますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 場所は別として、民間の保育所を推進しているという事であります。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 今の説明ですけど、市が島外の業者をわざわざ指名して、こういう形にという雲仙市から来てやるという事を市は認めてある訳ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 認めているかというか。民営化に向けた受け皿にもなるということで推進しているという事であります。

詳細については、私も担当課の方から聞いてないものですから、皆様方が

もし、そういう場が欲しいということであれば、そういう場で聞かれても良いと思います。申し訳ありません。事務局として詳しい情報はもっておりません。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 何故言っているかというと単独で1業者がやっているのを市が許可したというのが問題だと思う訳です。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 許可と言いますか。まだ、許可とか出してないと思います。民間が保育所を建てるには、補助金の関係もありますので、建設に向けた補助金の要望等、県や市が最終的には認可するようになると思いますが、そこまでは行ってなくて、ただ場所だけをそこにしたいという事で市の方もそこにと指定をしている訳ではないと思います。

その辺が事務局として確認してないものですから確実な回答が出来ません。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 いやいや、業者の選定について、公募も何もなくでこういう形で出てきたというのが僕はおかしいかと思っております。

色々付度やなんかあるかもしれませんが、私はそこまでどうこうというわけではないですが、その辺が1業者だけできて良いのかなあと思っております。

議長 私からよろしいでしょうか。皆さん方からご意見が出ておりますように、農業委員会というのはチェック機能の最大の責任でございますので、どうでしょうかねえ、皆さんで1回現地を踏査して頂いて、農業委員会の機能もまったく、早く言ったら金になるような土地は直ぐ除外して、利便性を良くする為に埋め立てている訳です。農業委員会は農地を守る為にある訳ですから市がどのような考えを持ってあるかそれと農業委員会は独立しているので、関係ない訳であります。一つ十分にチェックして頂いて、そして市の方にも色々意見を出したいと思いますが、どうでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 この農地は、皆さんご存知だと思います。視察の必要も何もないのではありませんか。今、現況は、その流れで、この利便性を図る為に埋め立ててきて今、下まで埋め立てております。ということは1箇所これを認めたらもう全部いきますよね。1箇所認めて、次の申請はやっぱりこのようになったので出来ないという事が事例を作ってしまうと、後が否定できなくなるのと先程・・委員が言われたように農業委員会組織そのものが何もなくなってしまう。存在そのものが無になってしまうと思います。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 最初の埋め立てを申請する時に小さい土地だから広くするという条件で許可しているのだから耕作をしないので、それは地権者が怠っているからもう少し地権者に強く、市からも言わなければならない。そうしないと農地は無くなってしまう。地権者がだいたい間違っている。

議長 皆さん方のご意見がでました。現地は道路沿いで皆さんご存知だということ。そして横の方も農地を作るという事で埋めてありますので、農業委員会としては、許可出せないという事でよろしいでしょうか。

【はいという声あり】

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 先々許可は出しても良いけれども、そこに飼料作物かなんかは、それは別として、飼料作物かなんか確固たるものを目に見える所ですよ。ほんの雑草あれは何も作っていない。ほたっているだけです。そういう状況の中に簡単に10年もしたら出来るという考え方がだいたい流石にあーゆう所であれば麦とか大麦とかの作物を作って1回か2回はやっぱり見せとかなないとそのまま人を馬鹿にして誠意がない。ソルゴーかイタリアンを作ってはっきり作物を作っているというようにわかるようにすれば良いけれどもあれは只雑草が植わっているだけです。その辺は一寸、要望を誰が監督すべきものかなあと思います。

議長 ですから農業委員会としては、市からそういう申請が出ているものですからこれは農業委員会の判断になります。今、皆さんからご意見があっておりますように誰が見たってだいたいおかしいようですので、いかがもんでしょうかね。そのような取扱いにさせて頂いて市の方に回答する。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 それと私さっきもでていましたが、何で島外の人がこういった法人が何の伝で来ているのかとなんか色々考えますよね。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 土地の持ち主からは、申請はでないのですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 農振除外は所有者本人がされるか事業を計画しようとしている方のどちらでも良いようになっていますが、事業を行う為の利用計画図の添付等が求められますので、主に事業を行う方からの申請が通常で、この案件も事業者からの申請となっております。

転用の場合は、譲渡人（所有者）、譲受人（事業者）双方の名前が出てきま

す。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 もし、今日、農振の除外は良いですという意見を出しても、転用の時に反対しても良い訳ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 転用につきましては、農振地域内農地であれば、除外及び用途区分の変更等を行った後に転用申請というのが出てきます。それは農地を農地以外の目的で使うための申請となります。本日の案件にもありましたように農地法第5条の審議を行って頂くことになります。

農振の除外の農業委員会の意見を可と回答したら、その後、転用申請も出来るものと思われます。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 この農振除外の案件を農業委員会が認めるのか認めないのかが大きな一歩となります。これを認めたら次は簡単に行きますから。

・・委員 それならだめです。

議長 優良農地にするという事で埋めている訳ですから。簡単に認められないです。ね。農地を守るのが農業委員会の仕事であります。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 下の方も全部優良農地にする為の埋め立ての申請は出ていましたか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 中段部分と現在埋め立てである分の埋め立て申請は出ております。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 すみません。現況は雑草が生えて荒れて地に今なっていますが、地目については田になっておりますが、そういう場合の固定資産税は田で課税されているのでしょうか。

・・委員 ただ埋め立てただけですから田でしょう。

・・委員 田で転作料が入っているかどうかでしょうが。

・・委員 作ってないので、入ってないでしょう。

議長 はい、そのような皆様のご意見を回答したいと思います。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、20頁をお願いします。13番 土地の所在

芦辺町国分東触 字古木 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 538㎡

除外目的、コイン精米機設置用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を賃借して、コイン精米機の設置場所として、農振農用地からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は２７頁から２９頁です。

１０月２０日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 担当の・・です。

１０月２０日に事務局と現地確認を行いました。

道路沿いにある申請地に所有者の承諾を得で、コイン精米機の設置並びに駐車場を整備するため、農業振興地域の除外を申請したいという事であります。

周辺地域には影響がないように整備される計画でありますので、何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第５６号１３番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第５７号「令和３年度 農用地利用集積計画の承認について（第４回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、３０頁をお願いします。

議案第５７号「令和３年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度４回目になります。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は３７件、借手が２４人、貸手が３５人です。

田が６２筆で７７，６２７㎡、畑が２３筆で２０，６２３㎡、合計が８５筆で９８，２５０㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、３１頁～３３頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長 はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第５７号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 ①１１月の定例会の日程 令和３年１１月２５日（木） ９時～

②令和３年度 地区別農業委員会研修会（壱岐地区）が
令和３年１０月２８日（木）壱岐の島ホールで１３時３０分から開催されま
すのでよろしくお願いします。

③女性の農業委員さん方研修会が１１月９日（火）１３時３０分から
原の辻のガイダンスの会議室で開催されます。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆
さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了さ
せて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。